

## ほくぶ幼稚園の廃園・今後の予定に関すること

### 1. ほくぶ幼稚園の在園期間等について

- ・廃園に至った経緯は、町全体の出生数及び園児数の減少、特に当園において今年度の年少児が2クラスから1クラスへ半減したことのほか、借地契約の期間満了等の理由から、町幹部会、教育委員会会議、議員懇談会及び子ども・子育て審議会において協議等を重ねた結果、借地契約の期間満了に伴い、廃園とすることを決定しました。
- ・園児は、令和9年度末まで在籍が可能です。(令和7年度の新入園児の皆様は、本園にて卒園することができます。)
- ・年少児クラスの募集は、令和7年度の募集分(令和6年8月広報などで募集周知)が最後です。(令和7年度の新入園児の皆様は、当園にて卒園することができます。)なお、令和8年度は年中・年長児、令和9年度は年長児に係る定員までの途中入園児分のみを募集予定です。
- ・園児用送迎バスの運行は、初年度登録から約18年が経過し、老朽化による耐久性・安全性の問題等から令和8年度末を以て運行を廃止いたします。
- ・園の用地は、土地所有者との賃貸借契約に基づく借地です。この契約上、契約の終期である令和10年度中に園舎を解体し、更地にして土地所有者に返還する必要があります。
- ・残りの存続期間も、他園との交流・異年齢児との交流等ができるよう、教育内容や方法等の工夫をしていく予定です。

### 2. 移行予定の認定こども園について

- ・幼稚園の利用を希望する方への対応として、町立保育所の1つを、令和8年4月に(幼稚園と保育所機能を併せ持つ)認定こども園に変更することで、幼稚園の利用を希望する児童の受け入れを行う予定です。
- ・認定こども園とは、一つの施設の中に、幼稚園(教育)と保育所(保育)の両方の機能が入った施設です。この施設は、幼稚園部分(1号認定の子どもが利用)と保育所部分(2・3号認定の子どもが利用)とで構成されています。この「幼稚園部分」は、ほくぶ幼稚園と同様、就労要件等といった保育を必要とする事由がなくても(保護者が働いている・働いていないに関らず)利用することができます。

(次ページへ続く)

## 2. 移行予定の認定こども園について（続き）

- ・認定こども園（幼稚園部分）を利用する（1号認定の）子どもは、ほくぶ幼稚園と同様、幼児教育・保育の無償化の対象となり、保育料は無料（給食費、絵本代等は除く）です。
- ・ほくぶ幼稚園で使用する個人教材、スモック、通園カバン等は、移行予定の認定こども園（幼稚園部分）においても使用できるよう、配慮を検討しております。
- ・移行予定の認定こども園（幼稚園部分）に係る定員の空き状況等を踏まえ、ほくぶ幼稚園からの転園希望者に関する配慮を検討していきます。（ただし、現時点で転園を確約するものではありません。）
- ・ほくぶ幼稚園が培ってきた幼児教育（伝統、理念など含む）は、移行予定の認定こども園へ引き継いでいく予定です。これまでも、ほくぶ幼稚園の教諭は、町立園の職員として保育所、児童発達支援事業所、子育て支援センター等への人事異動があり、統一カリキュラムや合同研修を通じ、各所のノウハウを共有しています。これから先も町立園の職員は、様々な情報を共有し、幼児教育を含む子どもたちの育ちのサポートをしていきます。